

エクアドル共和国

2022年8月6日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
 同 [小坂光矢](#)
 同 [松尾茂慶](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年7月
法律事務所	Pérez Bustamante & Ponce
担当弁護士	Francisco Pérez-Gangotena, Partner Hugo López-Jijón, Associate Norela Malo-Villagómez, Associate
連絡先	fperez@pbplaw.com hlopez@pbplaw.com nmalo@pbplaw.com

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人データの保護に関する基本法 <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://www.telecomunicaciones.gob.ec/wp-content/uploads/2021/06/Ley-Organica-de-Datos-Personales.pdf - 施行状況：2008年5月26日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：直接又は間接的に自然人を識別し、又は識別しうるデータ 								
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし</p> <p>APECのCBPRシステム：なし</p>								
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。								
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。								
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。								
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。								

	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。
	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> - 知的財産法は、国家安全保障に関連し、又は政府において国家安全保障に関連性があると考えたデータは、エクアドル国内に保存する必要があることを定めている。 ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> - 	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://www.ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/